

## ■ 第3章 前計画の実施状況の点検 ■

---





## ■ 第3章 前計画の実施状況の点検 ■

### 1. 取り組みの評価

前計画に掲げている各施策について、各担当課で取り組み状況の評価を行いました。評価方法は、施策の達成度をA～Eの5段階での評価として自己評価しています。

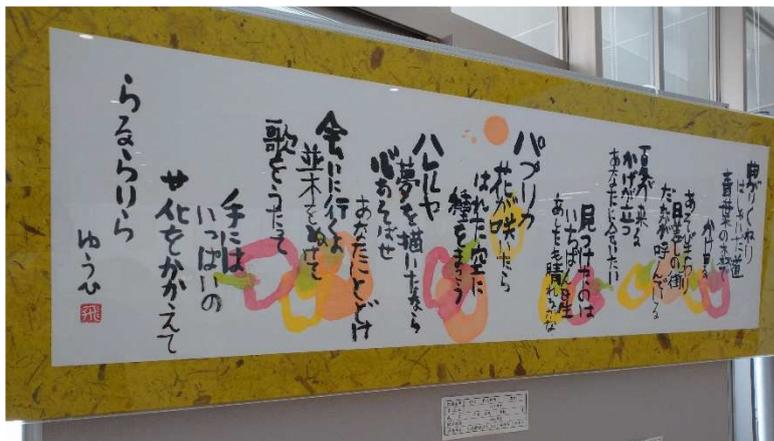
[ A=達成度 80～100%、B=達成度 60～80%、C=達成度 40～60%、D=達成度 20～40%、E=達成度 0～20% ]

施策	担当課	評価
<b>基本目標 1. 啓発広報とボランティア活動の推進</b>		
<b>(1) 障がいの理解・啓発活動の推進</b>		
○障がいの理解、啓発活動の推進	障がい福祉課	B
○児童、生徒に対する障がいの理解、啓発活動の推進	障がい福祉課	C
○精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発	障がい福祉課	D
○障がい者本人やその家族の障がいの理解促進	障がい福祉課	B
<b>(2) ボランティア活動の推進</b>		
○ボランティアの育成支援	福祉政策課	C
○地域生活支援事業の活用によるボランティアの促進	障がい福祉課	E
○児童生徒のボランティア活動の推進	福祉政策課	B
○障がい者によるボランティア活動の促進	障がい福祉課	E
<b>基本目標 2. 健康保健、療育支援等の充実</b>		
<b>(1) 障がいの早期発見と早期療育</b>		
○障がいの早期発見及び早期療育	健康増進課	B
○乳幼児健診事後教室	健康増進課	B
○「支援室 ゆい」の支援体制の充実	障がい福祉課	B
○心理士等による巡回の継続実施	障がい福祉課	B
<b>(2) 障がいの要因となる疾病の予防</b>		
○生活習慣病予防等の推進	健康増進課	B
	国民健康保険課	C
○疾病予防に関する住民への周知	健康増進課	B
	国民健康保険課	C

施策	担当課	評価
<b>基本目標 3. 地域生活の支援の充実</b>		
(1) 障害福祉サービス等の推進		
○障害福祉サービス等の推進	障がい福祉課	A
○障害児通所支援の推進	障がい福祉課	A
(2) 地域生活支援事業等の推進		
○地域生活支援事業の推進	障がい福祉課	B
(3) 医療給付、助成等による経済的支援の充実		
○自立支援医療の給付及び制度の広報（障がい福祉課庶務給付係）	障がい福祉課	C
○特別障害者手当等の支給	障がい福祉課	B
○重度心身障害者（児）医療費の助成	障がい福祉課	B
○心身障害者扶養共済制度の周知と利用促進	障がい福祉課	C
(4) 補装具及び日常生活用具の給付		
○補装具の交付及び修理	障がい福祉課	B
○日常生活用具の給付等の充実	障がい福祉課	B
(5) 権利擁護の推進		
○日常生活自立支援事業の周知	福祉政策課	C
○法人後見、成年後見制度の充実、周知・広報	障がい福祉課	B
○障がい者虐待防止と虐待の早期発見、早期対応	障がい福祉課	C
(6) 地域生活への移行・定着の支援		
○地域移行・定着支援の推進	障がい福祉課	C
<b>基本目標 4. 相談体制、情報提供の充実</b>		
(1) 相談体制、相談窓口の充実		
○相談機能の充実	障がい福祉課	B
(2) 情報提供の充実		
○情報提供の充実	障がい福祉課	B
○障がい者児の保護者向けの啓発活動実施	障がい福祉課	C

施策	担当課	評価
基本目標 5. 保育・教育環境等の充実		
(1) 障がい児保育の充実		
○障がい児保育の充実	児童家庭課	B
○保育所等訪問支援の実施	障がい福祉課	B
○保育所における発達障がいへの対応強化	児童家庭課	B
(2) 特別支援教育の充実		
○特別支援教育を行うための体制の整備や指導の充実	教育委員会	B
○特別支援学級の教育課程の充実	教育委員会	B
○交流及び共同学習の充実	教育委員会	B
○教育支援体制の充実	教育委員会	B
○通級による指導の充実	教育委員会	B
○幼稚園、小中学校における発達障がいへの対応	教育委員会	C
(3) 障がい児の居場所づくり		
○障がい児の放課後の居場所づくり	児童家庭課	A
○障がい児通所サービス等の周知	障がい福祉課	C
基本目標 6. 就労支援の推進		
(1) 雇用、就労支援策の拡充		
○就労移行支援、就労継続支援サービスの推進	障がい福祉課	B
○企業に対する障がい者の雇用の啓発促進	障がい福祉課	B
○雇用の場における障がい者の人権擁護	障がい福祉課	B
○市内の就労関係機関の連携による就労支援の強化	障がい福祉課	D
基本目標 7. 各種活動の推進		
(1) 障がい者団体等への活動支援		
○障がい者団体等の活動支援	障がい福祉課	E
○障がい者をもつ家族等の交流促進	障がい福祉課	E
○ふれあい、交流活動の推進	障がい福祉課	E
(2) スポーツ活動、レクリエーション活動の推進		
○障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の振興	障がい福祉課	A
(3) 文化活動の推進		
○障がい者の芸術・文化活動の推進	障がい福祉課	A

施策	担当課	評価
基本目標 8. 生活環境の整備充実		
(1) 総合的な福祉のまちづくりの推進		
○「沖縄県福祉のまちづくり条例」等の推進	都市計画課	－
○「宮古島市バリアフリー基本構想」の推進	都市計画課	－
(2) 障がい者に配慮した建築物や公園等の整備推進		
○公共建築物のバリアフリー化の推進	都市計画課	－
○多くの方々が利用する民間建築物のバリアフリー化促進	都市計画課	－
○障がい者等が利用しやすい公園や観光地の整備	都市計画課	－
(3) 安全な道路、交通の整備		
○安全で潤いのある道路空間の整備	道路建設課	－
○交通安全施設等の整備推進	道路建設課	－
○障がい者が社会参加しやすい交通機関の整備充実	道路建設課	－
(4) 生活の場の確保		
○グループホームの整備促進	障がい福祉課	E
○住宅入居等支援事業(居住サポート事業)の実施	障がい福祉課	E
○住まいの確保に向けた検討と実現に向けた取り組みの推進	障がい福祉課	E
(5) 防災・防犯対策の推進		
○災害時における支援体制の強化	防災危機管理課	B
	福祉政策課	C
○防犯対策の充実	地域振興課	B
(6) 地域の支え合いによる支援の推進		
○地域の支え合いによる支援の推進	福祉政策課	B



○令和2年度 障害者週間作品展 書道部門 最優秀作品

	達成度（５段階評価）					計
	A	B	C	D	E	
基本目標 1. 啓発広報とボランティア活動の推進	0	3	2	1	2	8
%	0.0	37.5	25.0	12.5	25.0	100.0
基本目標 2. 健康保健、療育支援等の充実	0	6	2	0	0	8
%	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0	100.0
基本目標 3. 地域生活の支援の充実	2	6	5	0	0	13
%	15.4	46.2	38.4	0.0	0.0	100.0
基本目標 4. 相談体制、情報提供の充実	0	2	1	0	0	3
%	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	100.0
基本目標 5. 保育・教育環境等の充実	1	8	2	0	0	11
%	9.0	72.8	18.2	0.0	0.0	100.0
基本目標 6. 就労支援の推進	0	3	0	1	0	4
%	0.0	75.0	0.0	25.0	0.0	100.0
基本目標 7. 各種活動の推進	2	0	0	0	3	5
%	40.0	0.0	0.0	0.0	60.0	100.0
基本目標 8. 生活環境の整備充実	0	3	1	0	3	7
%	0.0	42.9	14.3	0.0	42.9	100.0
合計	5	31	13	2	8	59
%	8.5	52.5	22.0	3.4	13.6	100.0

施策への評価では、達成度 60%以上の B 評価が 52.5%で半数を占めるほか、80%以上の A 評価が 8.5%で、A・B の高い評価が 60%を占めています。中でも、基本目標 2「健康保健、療育支援等の充実」、基本目標 5「保育・教育環境等の充実」、基本目標 6「就労支援の推進」は A・B 評価が 70%を超えています。

また、評価の低い達成度 D・E を見ると、基本目標 1 (2) の「ボランティア活動の推進」や基本目標 7 (1) の「障がい者団体等への活動支援」、基本目標 8 (4) の「生活の場の確保」があり、評価が低い理由や課題把握が必要となっています。

基本目標 8 (1)「総合的な福祉のまちづくり」、(2)「障がい者に配慮した建築物や公園等の整備推進」、(3)「安全な道路・交通の整備」といったバリアフリーに関連する施策については、障がい者のみならず、すべての市民を対象として取り組まれているものであり、国の法制度の中でバリアフリーを踏まえた整備が推進されています。障がい者施策としての評価が難しいため、今回は達成度評価を行っていません。

次項の「2. 取り組み状況と課題の把握」では、より詳細な実施状況や課題が示されており、課題を踏まえた上で本計画の施策の検討を行っています。

## 2. 取り組み状況と課題の把握

### 点検 1. 啓発広報とボランティア活動の推進

#### (1) 障がいの理解・啓発活動の推進

##### ○障がいの理解、啓発活動の推進

**【担当課：障がい福祉課】**

- 障がいの理解や啓発活動としては、「障害者週間文化作品展の開催」、「精神保健福祉普及月間の周知活動の実施」のほか、研修、地域生活支援事業を活用したイベント開催による地域住民への理解促進活を行っている。
- 地域の方に対して、障がいに触れる機会になり、障がいについて知って頂く機会が得られた。
- 市民に対しての理解・促進を広めていく必要がある。

##### ○児童、生徒に対する障がいの理解、啓発活動の推進

**【担当課：障がい福祉課】**

- 毎年、手話に関する小中学校向け出前講座を開催している。
- 聴覚障がいに対する講座のみの開催で、他の障がいの理解促進は行えていない。

##### ○精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発

**【担当課：障がい福祉課】**

- 「精神保健福祉普及月間」での周知活動のほか、理解促進に関する研修、地域生活支援事業を活用した自主団体による啓発活動(自発的活動支援事業)等を行っている。
- 講演会等を行っても関係者しか集まらないという点がある。

##### ○障がい者本人やその家族の障がいの理解促進

**【担当課：障がい福祉課】**

- 基幹相談支援センターや委託相談事業所、計画相談での連携を図り、障がい者本人や家族に障がいの状況に関する情報を提供し、支援を行っている。
- 発達障がい者・児については、「支援室 ゆい」で相談窓口を設けていることに加え、保育園の巡回支援や関連機関と連携を図ることで早期対応を行っており、その中で障がいについての理解も支援している。

## (2) ボランティア活動の推進

### ○ボランティアの育成支援

#### 【担当課：福祉政策課】

- ボランティア団体への助成金やボランティア保険への加入を行っており、これにより各々のボランティア活動に活かされている。
- 一般ボランティア登録、ボランティア依頼相談(登録者と募集側のマッチング)などを行っている。
- ボランティア事業やボランティア保険受付の窓口である事に対する市民の認知度が低い。
- ボランティアセンターの周知が十分ではない。
- ボランティア保険制度について、職員の対応力が低い。

### ○地域生活支援事業の活用によるボランティアの促進

#### 【担当課：障がい福祉課】

- 地域生活支援事業の活用によるボランティアについては実施していない。

### ○児童生徒のボランティア活動の推進

#### 【担当課：福祉政策課】

- 児童や生徒のボランティア活動では、サマーボランティア講習・体験、ハンディキャップ体験学習などを行っており、児童生徒の福祉に対する関心の向上を図っている。
- ハンディキャップ体験では、実際の体験のほかに福祉講話も行っており、ボランティアに関する講話のほか、社協の活動なども含めた広範囲な講話となっている。

### ○障がい者によるボランティア活動の促進

#### 【担当課：障がい福祉課】

- 自発的活動支援事業は実施しているが、ボランティア活動での活用については未実施となっている。

## 点検 2. 健康保健、療育支援等の充実

### (1) 障がいの早期発見と早期療育

#### ○障がいの早期発見及び早期療育

##### 【担当課：健康増進課】

- 1歳6ヶ月児健診・3歳児健診の診察や相談で、発達等の気になる児を、心理士の面談に繋ぎ、発達検査や、児の様子、親の訴え等から、今後の支援を行っている。
- 保護者に対しては、児に対する言葉かけや、対応の方法等を助言することにより、安心して子育てができるよう支援している。
- 健診受診者の約4割が心理士の相談を受けている。乳幼児健診の中で、発達等の相談や支援を希望する保護者が多い。
- 発達の特性的な児の早期発見や、保護者への気づきの支援、今後のフォロー体制を検討し、関係機関(支援室ゆいでの巡回支援・医療等)と連携しており、早めの支援・対応に繋がっている。
- 健診の限られた時間の中で、相談に対応するのが難しい状況が続いている。
- 相談対象者の人数や、相談内容・対応により、時間超過をしてしまう事が多いため、相談人数等の検討が必要である。

#### ○乳幼児健診事後教室

##### 【担当課：健康増進課】

- 乳幼児事故教室としては、「のびのび教室」と「言葉のすくすく相談」を実施している。
- 「のびのび教室」は、1歳6ヶ月健診にて発達の継続支援が必要と判断された未就学児を対象とした教室。(心理士、保育士、保健師が遊び等を通して、一人ひとりへの適切な支援を行っている。)
- 「言葉のすくすく相談」は、言語聴覚士が、言語発達面で気になる児や親の相談に応じ、早期介入や療育支援に繋げている。
- のびのび教室では、新型コロナウイルス感染症の流行状況により、中止や延期があり、継続支援が難しいことが課題となっている。
- 言葉のすくすく相談では、相談の待機待ちがいるため、調整が課題となっている。

## ○「支援室 ゆい」の支援体制の充実

### 【担当課：障がい福祉課】

- 市の「支援室 ゆい」では、地域生活支援事業を活用して「巡回支援専門員整備事業」を実施している。発達障がい等に関する専門員が、依頼のあった保育施設等を巡回し、指導や支援を行っている。
- 専門職の配置により支援内容が具体的かつ適切になり、実際の現場でより良い支援の検討が出来るようになった。
- 巡回の依頼や個別相談が増加しており、巡回支援専門員の負担が大きくなっている。
- 専門職員の継続した配置が課題となっている。
- 児だけではなく、発達障がい者への支援体制の整備も進める必要がある。

## ○心理士等による巡回の継続実施

### 【担当課：障がい福祉課】

- 地域生活支援事業を活用し「巡回支援専門員整備事業」を実施している。
- 保育所等子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応の為の助言等を行っている。
- 専門職の配置により支援内容が具体的かつ適切になり、実際の現場でより良い支援の検討が出来るようになった。
- それぞれの事業所に様々な専門資格を持った職員がいるが、事業ごとに依頼元、支援方法などが異なっており、情報共有のあり方や連携方法について話し合う機会が持ちづらい。
- 認識が薄い保護者への伝え方や、次の支援先(小学校など)への繋ぎの支援方法が園ごとに異なっている。

## (2)障がいの要因となる疾病の予防

### ○生活習慣病予防等の推進

#### 【担当課：健康増進課】

- 疾病予防のため、40歳未満者の若い世代に対し、一般健康診断・保健指導を推進している。
- 健康相談を実施し心身の健康に関する個別の相談に応じている。
- 地域の健康づくりリーダーとなる健康づくり推進員と食生活改善推進員の育成を行っている。
- 生活習慣病予防改善のための各種教室を開催している。(各種体操教室、栄養教室)
- 一般健康診査の継続受診者が少ない。
- 健康づくり推進員、食生活改善推進員の育成講座の参加者が少ない。

#### 【担当課：国民健康保険課】

- 特定健診・特定保健指導を実施している。(対象者：国民健康保険加入者 40歳～74歳)
- 特定健診の受診率は40%前後で推移している。保健指導実施率は国の目標60%を大きく上回っている。
- 国民健康保険加入者の20歳～39歳には、早期介入保健指導事業を実施している。
- 特定健診受診率・特定保健指導実施率ともに、国の目標は60%である。特定健診受診率は国の目標値に達していない状況にあり、生活習慣病の早期発見、早期治療のために未受診者対策が課題である。

### ○疾病予防に関する住民への周知

#### 【担当課：健康増進課】

- 食生活改善推進員による食生活改善を中心とした健康づくりのための普及啓発活動を行っている。(食生活改善推進員考案レシピの普及教室開催、レシピ配布、世代別食育教室開催など)
- 疾病の予防、改善に関して各種月間に合わせて、庁舎ロビーでのパネル展示など健康情報の周知を行っている。
- 普及教室への参加者の応募が少ない。

#### 【担当課：国民健康保険課】

- 特定保健指導の対象外となった者に対し、個人の健診結果に応じた適切な医療受診勧奨、継続受診、服薬指導、栄養指導等を行い、疾病の発症予防や進行抑制及び重症化予防へつなげている。
- 25%以上の方が医療受診につながっている。
- 対象者に対して、保健指導の実施率(面談・手紙・電話)は9割以上となっている。
- 治療中断となってしまう方や介入拒否、受療拒否の方もいる。

### 点検3. 地域生活の支援の充実

#### (1) 障害福祉サービス等の推進

##### ○障害福祉サービス等の推進

###### 【担当課：障がい福祉課】

- 障がい者が自立した日常生活や社会生活を送るため、障害福祉サービス(自立支援給付)を行っている。(法定サービス)
- 自立支援給付事業は、訪問系(居宅介護、重度訪問介護、同行援護)、日中活動系(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、療養介護)、居住系(共同生活援助、施設入所)、地域相談支援(計画相談支援、地域移行支援)がある。
- おおむね障がい者のニーズに応じた支給により、地域での生活を送ることができている。これまで、引きこもりがちであった障がい者が日中活動を利用することで、交流や社会参加につながっている。
- 共同生活援助事業所、障害者支援施設はほぼ満室状態となっている。
- 介護保険サービスへ移行する際のサービス支給量の調整が難しい。
- 今後の事業所の従業員の高齢化、人員不足によるサービス低下の懸念。
- 相談支援専門員の確保が課題。

##### ○障害児通所支援の推進

###### 【担当課：障がい福祉課】

- 18歳未満の障がい児を対象とした障害児通所支援では、市内では児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の事業所がある。
- 障がいのある児童や療育を必要とする児童、発達に不安を抱える児童について、生活能力向上のための訓練や交流促進等により、安定した生活を送ることができている。
- 障害児計画相談も含め、各サービスとも利用が増加する傾向となっているが、保育所等訪問支援は利用が少ない(事業所の不足が見られる)。
- 近年、さまざまな要因から利用希望の相談が増加しており、事業所数が不足している状況である。

## (2) 地域生活支援事業等の推進

### ○地域生活支援事業の推進

#### 【担当課：障がい福祉課】

- 法定の障害福祉サービスとともに、市町村の実情に合わせた事業展開を行う「地域生活支援事業」を実施している。
- 国から示されたメニューより、市で必要となる事業を行っている。(相談支援、意思疎通支援、移動支援、日中一時支援など。)
- 「重度障がい者等入院時意思疎通支援事業」、「小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業」、「軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入助成事業」といった、独自の事業も展開している。
- 「訪問入浴サービス事業」は以前実施していたが、委託事業所がなく、平成30年10月で事業休止している。
- 障がい者のニーズに応じて、日中活動や外出支援のサービスを提供することで、社会参加や交流、安定した地域での日常生活につながっている。
- 手帳を持たない障がい児に対して日常生活用具給付、補聴器購入助成を行うことにより、家計の負担軽減や学習・生活における負担軽減につながっている。
- 訪問入浴サービス事業について車両及び機材の老朽化等を理由に休止状態となっており、再開のための方策を検討中である。

## (3) 医療給付、助成等による経済的支援の充実

### ○自立支援医療の給付及び制度の広報（障がい福祉課庶務給付係）

#### 【担当課：障がい福祉課】

- 心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療を実施している。自立支援医療には、更正医療・育成医療、精神通院がある。
- 周知・広報については、現状をより改善する必要がある。

### ○特別障害者手当等の支給

#### 【担当課：障がい福祉課】

- 日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度心身障がい者(児)に対し、手当を支給し福祉の増進を図っている。

## ○重度心身障がい者(児)医療費の助成

### 【担当課：障がい福祉課】

- 重度心身障がい者(児)に対し医療費の自己負担分を助成している。
- 対象者は、身体障害者手帳1・2級及び療育手帳のA1・A2の方。
- 医療費の助成と同時に入院時食事療養費(1/2)を市単独の補助で助成。
- 令和元年8月より受給者の負担軽減を図るため、自動償還払導入。市役所への来庁が困難だった方が、来庁することなく、医療費を受給できるようになり、受給者数が増加した。
- 自動償還導入後も、長年の習慣で、支給済みの領収書持参で来庁される方や、自動償還が導入されている医療機関を受診しているにもかかわらず、自動償還の手続きをせず、従来の償還払いをしている方がみうけられるので今後も、窓口での丁寧な説明を心がけ受給者のかたへ周知を徹底したい。

## ○心身障害者扶養共済制度の周知と利用促進

### 【担当課：障がい福祉課】

- 制度についての周知を行っている。
- 制度の認知度が低く、加入者が少ないのが現状である。

## (4)補装具及び日常生活用具の給付

### ○補装具の交付及び修理

### 【担当課：障がい福祉課】

- 障がい者の身体機能を補完、代替えするための補装具について、申請に基づき購入費及び修理費用の支給を行っている。
- 利用者の個々の障がいや生活状況等に合わせた支給が行われ、日常生活の向上や、社会参加の増加につながっている。
- 補装具購入後の申請、相談等があり事後申請受付不可の説明を行うことがある。
- 修理費用も支給対象となっているが、修理の申請を行わず自費で修理をされている方がいる。申請無しの理由は「修理費の支給を知らなかった」「修理期間の代替え用具がないため」等。

## ○日常生活用具の給付等の充実

### 【担当課：障がい福祉課】

- 日常生活用具の便宜を図るため、重度障がい者等に日常生活用具の要件を満たす6種の用具の給付を行っている。(介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修))
- 利用者の個々の障がいや生活状況等に合わせた支給が行われ、自立生活の支援や、介助者への支援、負担軽減につながっている。
- 難病患者や精神障害者保健福祉手帳所持者の紙おむつ等給付など、用具対象者の要件拡充の要望、相談等がある。

## (5)権利擁護の推進

### ○日常生活自立支援事業の周知

#### 【担当課：福祉政策課】

- 自ら判断する能力が不十分な方に対し、福祉サービス利用手続きや日常的な金銭管理の支援を行う「日常生活 自立支援事業」について事業の周知を行っている。
- 支援を行う生活支援員の研修会等への参加を行っている。
- 令和2年度(上半期)に関しては、新型肺炎の影響もあり、研修会への参加、実習生の受入れが出来ない状況となっている。
- 権利擁護センターの相談実績、実利用者数から考察すると、制度開始以降20年以上が経過するなか、宮古島市においては、一定程度の周知が図られていると考える。

### ○法人後見、成年後見制度の充実、周知・広報

#### 【担当課：障がい福祉課】

- 成年後見が必要な障がい者等への権利擁護の体制を確保するため、「法人後見支援事業」を行っている。
- 法人後見については、事業を強化したことで法人後見で対応できる件数が増えた。
- 成年後見制度が必要な障がい者等で、申立に要する費用や後見人等の報酬について支援したり市長後見を行う「成年後見制度利用支援事業」を行っている。(国の地域生活支援事業による)
- 成年後見が必要と思われる方は今後も増加傾向している。
- 島内では専門職団体等が少なく、成年後見人は法人後見を頼っている状況だが、法人後見の強化(予算確保)にも限度がある。

## ○障がい者虐待防止と虐待の早期発見、早期対応

### 【担当課：障がい福祉課】

- 障害者虐待防止センターを設置し、早期対応・介入により、障がい者の権利擁護を図っている。
- 虐待防止センターへの通報が増加している。早期対応・介入を行い、必要な福祉サービスへの調整等が出来ている。
- 緊急的な保護が必要な障がい者の居室を確保する「障がい者虐待防止緊急一時保護事業」を委託により実施している。
- 担当職員のスキル向上が必要である。
- 施設職員に対するケアの方法や虐待防止の研修会等の開催が必要である。
- 虐待防止緊急一時保護事業については、現在、委託事業所1箇所であり、緊急時への対応に不安がある。
- 職員2人が兼務で仕事しているため、ケース対応のみで、周知・広報活動まで手が回っていない。

## (6)地域生活への移行・定着の支援

### ○地域移行・定着支援の推進

### 【担当課：障がい福祉課】

- 地域移行の実施事業所は市内2ヶ所となっている。利用者は令和元年度で2人(病院からの移行)。地域定着支援利用者は0人であった。
- 長期入院者の退院について、施設就労や入所施設といった調整を丁寧に関わることができた。
- 地域移行が可能な障がい者に対し、単身生活をするイメージ等を持ってもらうため、市の管理する部屋で居住体験を行う「居住サポート事業」を行っている。
- 地域移行定着支援の登録をしている相談事業所が地域移行の申請を行わず支援しているため、支援していることが報酬と結びついていない。
- 施設から地域への移行支援実績がない。
- 1人暮らし体験(居住サポート)の見直し。
- 1人暮らしをしたいが保証人がいない方への支援体制が必要。(保証会社との連携)

## 点検 4. 相談体制、情報提供の充実

### (1) 相談体制、相談窓口の充実

#### ○相談機能の充実

##### 【担当課：障がい福祉課】

- 市では基幹相談支援センターを直営で設置している。社会福祉士や保健師、計画相談員といった専門員も配置し、相談事業、計画相談への対応を行っている。
- 委託相談支援事業所は4ヶ所、計画相談支援事業所は13ヶ所となっている。
- 市の「支援室 ゆい」では、発達相談等を行っている。発達障がい心理士や理学療法士を配置して相談に対応している。
- 専門相談員及び各事業所職員の技術向上を継続して出来るような講習会の開催等が必要。

### (2) 情報提供の充実

#### ○情報提供の充実

##### 【担当課：障がい福祉課】

- ホームページに「みゃーくの障がい者のでびき」を掲載し定期的に内容の更新を行っている。
- コミュニケーション支援として、手話通訳による「意思疎通支援事業」や「声の広報発行事業」を実施している。
- 意思疎通支援事業では、手話通訳者が不足している。また、新型コロナ等の感染症に対する手話通訳者の安全確保も課題である。
- 声の広報発行事業では、利用者の利用状況の把握が必要である。(意見聴取が必要)

#### ○障がい者児の保護者向けの啓発活動実施

##### 【担当課：障がい福祉課】

- 子育て講演会の実施(平成30年度までは毎年1回、令和元年度から2年に1回)している。
- 平成30年度 子育て講演会 70名参加(保護者、保育関係者、福祉関係者)  
参加者のアンケート集計にて、「参考になった」の回答が9割であった。  
(※令和2年度はコロナのため中止とし、令和3年度に実施する。)
- 発達障がいについての理解が広がった。
- 参加者の内訳を見ると、当事者・保護者の参加が少なく(全体の2割弱)、講演会を知る機会になっているのが「職場への案内」が8割だった。

## 点検 5. 保育・教育環境等の充実

### (1) 障がい児保育の充実

#### ○障がい児保育の充実

##### 【担当課：児童家庭課】

- 平成 30 年度 宮古島市保育士等キャリアアップ研修事業（障がい児保育分野）  
参加者数：118 名  
令和元年度「発達障害の理解と対応に関する研修講座」への市立保育所勤務保育士の参加  
参加者数：5 人
- 市主催で研修を行うことにより、参加促進ができた。
- 市主催の研修の回数増の検討

#### ○保育所等訪問支援の実施

##### 【担当課：障がい福祉課】

- 保育所等訪問支援は市内 2 事業所となっている。
- 利用者数は 5 人程度で推移している。

#### ○保育所における発達障がいへの対応強化

##### 【担当課：児童家庭課】

- 障がい福祉課と連携して心理士等による巡回の継続実施を行っている。

### (2) 特別支援教育の充実

#### ○特別支援教育を行うための体制の整備や指導の充実

##### 【担当課：教育委員会】

- 市立小学校及び中学校で特別な支援が必要な児童生徒に対して、特別支援教育支援員を配置し、自立した学校生活ができるよう支援及び補助を行っている。
- 小学校 12 校に 30 名、中学校 2 校に 3 名を配置している。
- 特別支援教育支援員の確保や資質の向上・育成が課題となっている。

#### ○特別支援学級の教育課程の充実

##### 【担当課：教育委員会】

- 県教育委員会と連携して、特別支援教育に係る各研修を実施している。
- 特別支援教育管理職悉皆研修、特別支援コーディネーター研修会、特別支援学級・通級指導教室担当者研修、発達障害研修会等を実施し、児童生徒の実態に即した教育課程編成についての説明を行った。
- 学習指導要領や学校の実態を踏まえ、児童生徒の障がいの状態に即した教育課程編成を作成し教育計画で示している。
- 年間計画のみを作成している学校もある。

## ○交流及び共同学習の充実

### 【担当課：教育委員会】

- 県教育委員会と連携して、特別支援教育に係る各研修を実施しており、交流及び共同学習を含めて特別支援教育の充実を図っている。
- 各種研修を通して、通常学級の児童生徒との交流や合同学習の重要性を周知した。
- 児童生徒の交流や共同学習を教育計画に位置づけて推進している。
- 交流や合同学習について、教育計画できちんと示されていない学校がある。

## ○教育支援体制の充実

### 【担当課：教育委員会】

- 宮古島市教育支援委員会、宮古島市特別支援教育担当者連絡会(年2回)、就学支援保護者説明会といった組織体を設置し、実施することで、学校や保護者に対して特別支援教育の理解を図っている。
- 宮古島市教育支援委員会と学校の特別支援コーディネーター、校内支援委員会と連携し、特別な支援が必要な幼児児童生徒の就学先の決定ができています。
- 宮古島市特別支援教育担当者連絡会、保護者説明会を実施することにより、以前よりも5歳児の申請が増加し、早期からの支援が実現できています。年度末に進学先への情報共有の注意喚起を促すことにより、申し送りの不備が減少しています。
- 就学支援申請を行う場合に、校内支援委員会で十分な検討がされていない場合がある。また、学校、保護者間で合意形成や学校からの保護者への説明が不十分な場合がある。

## ○通級による指導の充実

### 【担当課：教育委員会】

- 各種研修により、職員間で情報交換を密にし、当該児童生徒の指導の充実を図るよう周知した。
- 校内支援委員会等で情報交換を行い当該児童生徒の支援の充実を図っている。
- 通級指導教室への通級を希望する児童生徒が増えているが、通級指導教室の設置校、担当教員配置数が限定されているので対応できていない。
- 通級指導教室設置校での通級担当教員の負担が大きくなっている。

## ○幼稚園、小中学校における発達障がいへの対応

### 【担当課：教育委員会】

- 学校からの依頼に応じた知能検査の実施と学校・保護者への結果説明を行っている。
- 当該園児児童生徒の支援案について、学校・保護者と協議している。特別支援教育担当者連絡会での説明を行い対応をしている。
- 知能検査の実施により、園児児童生徒の特性の把握や共有ができるようになった。発達の状況に応じて就学支援など特別支援教育への導入がスムーズになった。
- 「支援室 ゆい」は、就学前の巡回を通し、早期からの特性理解や支援方法などへの助言を行っている。このため、保護者と園が対象幼児の実態を共有しやすくなり、市教委への知能検査依頼や就学支援または就学申請への流れができています。
- 学校からの相談は、不器用さや粗大運動の苦手さ、言語不明瞭などの心理以外の分野が主訴であることが多いため、作業療法士や言語聴覚士などに相談できる体制づくりが必要。
- 心理検査の申請が増加し、心理士による児童生徒への対応やフォローの部分が充実していない。

## (3)障がい児の居場所づくり

### ○障がい児の放課後の居場所づくり

#### 【担当課：児童家庭課】

- 放課後児童支援員等資質向上研修会を開催
- 障がい児担当支援員研修コース 令和元年度3回実施
- 障がい児の受け入れを行う放課後児童クラブの担当支援員等に受講してもらい障がい児との関わりや支援について、理解を深める場が持てた。
- 障がい児の受け入れを行っていない放課後児童クラブは研修を受講していない。

### ○障がい児通所サービス等の周知

#### 【担当課：障がい福祉課】

- みゃーくの障がい者の手引きを活用し、窓口相談や相談支援専門員を通じた周知を行っている。
- 窓口での対応や相談支援専門員等を通じた周知により、特に、発達障がいや精神障がい、知的障がいの方の家族の負担軽減や社会参加、交流につながっている。

## 点検 6. 就労支援の推進

### (1) 雇用、就労支援策の拡充

#### ○就労移行支援、就労継続支援サービスの推進

##### 【担当課：障がい福祉課】

- 利用者の意向を聴きながら、事業所において必要な訓練を実施し、一般就労への移行を図っている。
- 障害者就業・生活支援センターと連携した取り組みにより、就労支援を行っている。
- 就労移行支援事業所が市内1ヶ所と不足しており、受け入れ先の確保が課題である。

#### ○企業に対する障がい者の雇用の啓発促進

##### 【担当課：障がい福祉課】

- 障害者雇用月間にともない、「宮古島市雇用対策協定」に基づく障がい者雇用促進要請を宮古島商工会議所に実施。
- ハローワークより宮古島商工会議所及び宮古島市長に対し、障がい者雇用の現状の説明があり、雇用拡大に向けて意見交換が行われる。
- 企業に対する障がい者雇用はハローワークが中心となるため、障がい者雇用推進要請以外で市独自の事業等は特に行われていない。

#### ○雇用の場における障がい者の人権擁護

##### 【担当課：障がい福祉課】

- 市では障害者虐待防止センターを設置しており、職場等からの人権侵害等の相談も含めて対応を行っている。雇用の場からの障がい者虐待等に関する相談は特になく状況である。
- 同事業発生の際はハローワークと連携の上、対応していく必要がある。

#### ○市内の就労関係機関の連携による就労支援の強化

##### 【担当課：障がい福祉課】

- 市では障害者虐待防止センターを設置しており、職場等からの人権侵害等の相談も含めて対応を行っている。雇用の場からの障がい者虐待等に関する相談は特になく状況である。
- 県事業による障害者就業・生活支援センターが同活動になっており、市独自の事業は実施がない。

## 点検 7. 各種活動の推進

### (1) 障がい者団体等への活動支援

#### ○障がい者団体等の活動支援

【担当課：障がい福祉課】

○障がい者団体等の活動支援については、実施していない。

#### ○障がい者をもつ家族等の交流促進

【担当課：障がい福祉課】

○障がい者をもつ家族等の交流促進については、実施していない。

#### ○ふれあい、交流活動の推進

【担当課：障がい福祉課】

○ふれあい、交流活動の推進については、実施していない。

### (2) スポーツ活動、レクリエーション活動の推進

#### ○障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の振興

【担当課：障がい福祉課】

- レクリエーション活動を通じて、交流や余暇活動・スポーツに触れる機会を提供するため、環境の整備や必要な支援を行う「レクリエーション活動等支援事業」を実施している。
- 公募を行い、委託での実施となっている。平成30年度から令和2年度は、各年とも3ヶ所に委託している。ソフトバレー大会や3B体操教室、ボーリング大会などを行っている。
- 宮古地区身体障害者連合会が主催するスポーツ大会に市も運営等に支援を行っている。
- 参加するメンバーが固まってきており、偏っているところもある。たくさんの方がレクに参加できるような形を検討しないといけない。

### (3) 文化活動の推進

#### ○障がい者の芸術・文化活動の推進

【担当課：障がい福祉課】

- 作品展や音楽会・映画祭などの文化芸術活動の機会を提供し、創作意欲を助長するための環境の整備や支援を行う「障がい者等文化芸術活動振興事業」を実施している。
- 公募を行い、委託で実施するとともに、市主催で、作品展を開催している。
- 例年、同じ団体への委託が続いている。
- 参加するメンバーが固まってきており、偏っているところもある。たくさんの方が参加できるような形を検討しないといけない。

## 点検8. 生活環境の整備充実

### (1)総合的な福祉のまちづくりの推進

#### ○「沖縄県福祉のまちづくり条例」等の推進

【担当課：都市計画課】

全ての市民に対する取り組みであるため、障がい者施策としての評価が難しい。

#### ○「宮古島市バリアフリー基本構想」の推進

【担当課：都市計画課】

全ての市民に対する取り組みであるため、障がい者施策としての評価が難しい。

### (2)障がい者に配慮した建築物や公園等の整備推進

#### ○公共建築物のバリアフリー化の推進

【担当課：都市計画課】

全ての市民に対する取り組みであるため、障がい者施策としての評価が難しい。

#### ○多くの方々が利用する民間建築物のバリアフリー化促進

【担当課：都市計画課】

全ての市民に対する取り組みであるため、障がい者施策としての評価が難しい。

#### ○障がい者等が利用しやすい公園や観光地の整備

【担当課：都市計画課】

全ての市民に対する取り組みであるため、障がい者施策としての評価が難しい。

### (3)安全な道路、交通の整備

#### ○安全で潤いのある道路空間の整備

【担当課：道路建設課】

○新設道路は、道路構造令に基づきバリアフリー化されている。新設道路及び交通安全事業を活用して、障がい者にも安心して歩行できるように努めている。

○市街地においては、コミュニティ道路(歩車共存道路。車道を蛇行させたり、ジグザグにしたり車の速度が低下するように工夫するなど)は一部整備されている。

○さとうきび農作物の道路への倒れ込みについては、農家への指導を行っている。

●旧道路法による歩道では、幅員が狭いところがある。

## ○交通安全施設等の整備推進

### 【担当課：道路建設課】

- 交通安全施設特別交付金事業により、ガードレール等の設置・補修を実施している。
- 信号機等に関しては、宮古警察署公安委員会に協議・依頼を行い整備を実施している。
- 道路建設課と宮古警察署とが協力し、事故多発箇所の標識等を設置・補修など実施することで、事故の減少につながっている。
- 主に交差点部分と旧道路構造の歩道部分に段差が見られる。

## ○障がい者が社会参加しやすい交通機関の整備充実

### 【担当課：道路建設課】

- 公共施設のアクセス道路は、都市計画マスタープラン・宮古圏域道路網移管計画・第2次宮古島市総合計画で検討している。
- 公共施設へのアクセス手段がノンストップバスの運行となっている。市民・観光客の利用しやすい運営が必要である。

## (4)生活の場の確保

### ○グループホームの整備促進

#### 【担当課：障がい福祉課】

- グループホームの整備促進の利用は、年々増加傾向にある。沖縄本島での利用もみられる。

### ○住宅入居等支援事業(居住サポート事業)の実施

#### 【担当課：障がい福祉課】

- 居住サポート事業は、地域生活支援事業の中に位置づけられているが、宮古島市で居住サポートを受託する事業者がないため、実施なしとなっている。
- 令和元年度は、沖縄県居住支援協議会の活用(保証会社、不動産の相談)について協議。結果、現状は離島のサポートまでは難しいという回答をもらう。
- 部会の開催を通じて今まで接点の無かった不動産関係業者と顔が繋がったため、個別の事案について相談しやすくなった。
- 市内には保証会社が無く、沖縄本島からは離島の支援が難しい現状にある。
- 住み続けるための支援体制が必要。
- キーパーソン、保証人の調整：島内の親族等との調整、保証会社の利用。
- 夜間・休日等緊急時の支援：関係機関の相談体制整備、緊急連絡先の確保。

## ○住まいの確保に向けた検討と実現に向けた取り組みの推進

### 【担当課：障がい福祉課】

- 令和元年度は、沖縄県居住支援協議会の活用(保証会社、不動産の相談)について協議。結果、現状は離島のサポートまでは難しいという回答をもらう。
- 部会の開催を通じて今まで接点の無かった不動産関係業者と顔が繋がったため、個別の事案について相談しやすくなった。
- 市内には保証会社が無く、沖縄本島からは離島の支援が難しい現状にある。
- 不動産会社や大家が障がいに関する理解が必要。(普及・啓発)

## (5)防災・防犯対策の推進

### ○災害時における支援体制の強化

#### 【担当課：防災危機管理課】

- 防災マップを全世帯及び希望者へ配布、市HPへの掲載している。
- 現在整備中の次期防災情報システムにおいて、様々な方法による情報伝達の拡充に取り組んでおり、その1つとして福祉避難所への戸別受信機の設置を行う。
- 要配慮者・避難行動要支援者の対策は、主に福祉部が担当することとなっているが、連携強化に繋がるような取り組みが弱いと感じている。

#### 【担当課：福祉政策課】

- 福祉マップの作成はできなかった。
- 民児協に、65才以上の高齢者で一人暮らし及び要介護認定3以上、身体障害者手帳1級所持者等のリストを提供し、日常的な声かけや見守り活動等を実施した。
- 要支援者登録されている方の個別計画作成を徐々に進めている。
- 宮古島市と社会福祉施設等と協定を結び福祉避難所を12ヶ所設置した。設置したことで、台風時に要支援者が安心した避難行動が実施できた。
- 要支援者登録者の個別計画及び福祉マップの作成を早急に進める必要がある。
- 要支援者登録が必要な方への周知不足を感じる。

## ○防犯対策の充実

### 【担当課：地域振興課】

- 自治会等から防犯灯設置の申請があった箇所について、現場調査等を行った上で、必要な箇所に設置を行う。
- 警察署や防犯協会と連携して、年金支給日に金融機関前におけるチラシの配布や自転車の二重ロックの呼びかけ、朝のあいさつ運動等を通して、広報・啓発を行う。
- 沖縄被害者支援ゆいセンターと一緒に被害者の付き添い支援等行う。
- 夜間、暗く見通しの悪い路地等に防犯灯を設置することで、地域の犯罪の抑止と地域住民の安心感の確保につながる。
- チラシ配布や青色回転灯車両によるパトロール等の啓発活動を通じて、地域住民の防犯意識の高揚及び犯罪の予防につながる。
- 新型コロナウイルスの感染・拡大防止等の理由から、直接チラシを手渡しする等の広報活動が減少した。

## (6)地域の支え合いによる支援の推進

### ○地域の支え合いによる支援の推進

#### 【担当課：福祉政策課】

- 民児協区ごとに設置したコミュニティーソーシャルワーカーとの連携により、小地域ネットワークの形成・強化をおこなった。
- 令和2年3月時点では、小地域ネットワーク数が21ヶ所となり、「第2次宮古島市地域福祉計画」の目標数17ヶ所を上回った。
- 小地域ネットワーク会議を開催し、地域の特徴や課題について意見交換し、「見守り活動」への理解や地域の特徴に合わせた取組について考える機会が増えた。
- 小地域ネットワーク活動が停止している地域の再会に向けた取組が必要。
- 個人情報の取り扱いについて、小地域ネットワーク構成員がどこまで関われるか不安がある。
- 上野地区、伊良部地区で小地域ネットワークの立ち上げができていない。

